平成３０年（フ）第３９６号
京都市山科区勧修寺堂田13番地の１　西野山市営住宅11棟504号
債務者　諸岡　洋志
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４０７号
京都府宇治市小倉町西浦60番地の８
債務者　石田　敦子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４７５号
京都市伏見区日野岡西町４番地３　巽ハイツ102
債務者　大倉　正明
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５３５号
京都市伏見区醍醐東合場町23番地12　第２緑荘７号、前住所京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―204
債務者　森治　裕一
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５号
京都府京丹後市久美浜町三分379番地
債務者　高田　正彦
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成３０年（フ）第３６０号
大阪府羽曳野市誉田６丁目11番32―101号、申立時の住所大阪府羽曳野市南古市２丁目１番11号
債務者　西野　桂以
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４４６号
大阪府大阪狭山市狭山３丁目2569番地（205号）
債務者　竹崎久仁美
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４９９号
堺市堺区永代町５丁２番13号　ハイツ永代101号、前住所堺市堺区錦綾町１丁１番４号　サンライフ堺405号
債務者　木岡友加里
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５０４号
大阪府松原市上田６丁目７番６―310号
債務者　梶村　正勝
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６０号
高知市南元町38番地
債務者　三宮　樹々
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１２３号
高知市福井町855番地10
債務者　松本　　勇
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５８号
北海道帯広市西25条南３丁目49番地３　東
債務者　松山　芳郎
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第６０号
北海道河東郡音更町木野西通10丁目２番地８　ＹＫハイツ１－Ｂ
債務者　尾崎　晴喜
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第６４号
北海道河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷北区４番地１
債務者　田中　宏紀
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
岩手県二戸市石切所字枋ノ木15番地12
債務者　後反やす子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第４０２号
大阪府八尾市山城町３丁目４番16号
債務者　西山　幸生
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３８５号
大阪市住之江区南港中５丁目３番43―709号
債務者　山岡　博美
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部